

# 令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会

令和4年9月27日 開 会

令和4年9月28日 閉 会

## 目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔9月27日（火）〕	7
議案第17号から認定第5号までの10件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第17号から議案第19号及び認定第1号から認定第3号まで	
並びに認定第5号 事務局長補足説明	
議案第20号、議案第21号及び認定第4号 消防長補足説明	
議案第17号から認定第5号まで10件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔9月28日（水）〕	25
一般質問	
議案第17号から認定第5号までの10件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	61

諏訪広域連合告示第37号

令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年9月20日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和4年9月27日(火) 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 議 場

### 令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	会 議	備 考
9月27日 (火)	11:30~	議会運営委員会	
	13:00~	全員協議会	本定例会の運営について 令和3年度介護保険事業の運営状況について 令和3年度消防力の適正配置調査委託業務調査結果について その他
	14:00~	本会議	【開会】 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明・補足説明 監査報告 質疑 委員会付託
	(15:30~) (~17:00)	常任委員会	付託議案審査
9月28日 (水)	9:30~  (~12:30)	本会議	一般質問 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論・採決 【閉会】

※丸カッコ内は予定時刻

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	森山岩光	2番	芳澤清人
3番	廻本多都子	4番	小山博子
5番	牛山正	6番	藤森靖明
7番	吉澤美樹郎	8番	川合弘人
9番	名取久仁春	10番	小松壮
11番	吉田浩	12番	今井康善
13番	中島保明	15番	長田近夫
16番	伊藤玲子	17番	望月克治
18番	松山孝志	19番	樋口敏之
20番	森安夫	21番	林元夫
22番	金井敬子		

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

14番 今井秀実

## 本定例会に付議された事件

### ○広域連合長提出

- 議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について
- 認定第1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

### ○一般質問

4人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和4年9月

順序	氏 名	通 告 内 容
1	廻本多都子 (諏訪市)	<p>1 地域包括センターの運営状況について</p> <p>(1) 機能の活用や、体制の強化はなされているか現状について</p> <p>(2) 認知症施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発と予防、地域や関連機関との連携</li> <li>・成年後見制度の活用状況</li> </ul>
2	望月克治 (茅野市)	<p>1 新型コロナウイルス感染症拡大対応と物価高騰対応の支援について</p> <p>(1) 介護施設について</p> <p>(2) 八ヶ岳寮について</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症拡大下での救急搬送、消防体制について</p>
3	金井敬子 (下諏訪町)	<p>1 介護保険事業について</p> <p>(1) 次期介護保険事業計画策定に向けた各種調査の進捗状況や、今後のスケジュールについて</p> <p>(2) 特養はじめ基盤整備の課題を、どうとらえているか</p> <p>(3) 圏域内の介護サービス提供事業所の現状と課題は</p> <p>(4) 補足給付変更後の影響の把握と、支援策について</p>
4	今井康善 (岡谷市)	<p>1 諏訪圏域の広域的課題と解決に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること</p> <p>(2) 広域的課題の調査研究に関すること</p>



## 令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月27日（火）

午後 2時15分 開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について
- 日程第 8 認定第 1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 ～日程第12  
議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）から認定第5号  
令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定  
についてまで10件一括議題  
○広域連合長あいさつ、提出議題の説明  
議案第17号から議案第19号及び認定第1号から認定第3号まで並びに認定第5号  
事務局長補足説明  
議案第20号及び第21号並びに認定第4号 消防長補足説明  
議案第17号から認定第5号まで10件各質疑  
議案第17号のうち所管部分、議案第20号、議案第21号、認定第1号のうち所管



部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員会に付託

議案第17号のうち所管部分、議案第18号、議案第19号、認定第1号のうち所管  
部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員（21名）

議席		議席	
1番	森山岩光	2番	芳澤清人
3番	廻本多都子	4番	小山博子
5番	牛山正	6番	藤森靖明
7番	吉澤美樹郎	8番	川合弘人
9番	名取久仁春	10番	小松壮
11番	吉田浩	12番	今井康善
13番	中島保明	15番	長田近夫
16番	伊藤玲子	17番	望月克治
18番	松山孝志	19番	樋口敏之
20番	森安夫	21番	林元夫
22番	金井敬子		

○欠席議員（1名）

14番 今井秀実

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|           |        |        |       |
|-----------|--------|--------|-------|
| 広域連合長     | 金子 ゆかり | 副広域連合長 | 今井 竜五 |
| 副広域連合長    | 今井 敦   | 副広域連合長 | 宮坂 徹  |
| 副広域連合長    | 名取 重治  | 副広域連合長 | 五味 武雄 |
| 監査委員      | 山崎 文男  | 事務局長   | 花岡 光昭 |
| 会計管理者     | 松木 史江  | 企画総務課長 | 師岡 竜也 |
| 情報政策課長    | 久保田 好康 | 介護保険課長 | 上田 佳秋 |
| 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼 淳夫  | 消防長    | 大槻 秀次 |
| 消防次長兼総務課長 | 上原 昭司  |        |       |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	藤森 一彦	企画総務課総務係長	山本 征幸
書記	今井 稜		

~~~~~

令和4年9月27日(火)

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 1 )

開会 午後 2時15分

散会 午後 3時22分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 2時15分

---

**樋口敏之議長** ただいまから、令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 2時15分

---

**樋口敏之議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員は21人であります。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**樋口敏之議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、5番牛山正議員、17番望月克治議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**樋口敏之議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月28日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算(第1号)

#### ○日程第 4

議案第 18 号 令和 4 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 5

議案第 19 号 令和 4 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 6

議案第 20 号 令和 4 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 7

議案第 21 号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

○日程第 8

認定第 1 号 令和 3 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 2 号 令和 3 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 10

認定第 3 号 令和 3 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 11

認定第 4 号 令和 3 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 12

認定第 5 号 令和 3 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

**樋口敏之議長** 日程第 3 議案第 17 号から日程第 12 認定第 5 号までの 10 件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 本日ここに、令和 4 年第 3 回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中御参集をいただき、誠にありがとうございます。

いよいよ秋も深まってまいりまして、朝晩には肌寒さを感じる季節となりました。そして、本年は御柱イヤーで、今まさに諏訪地域は小宮の御柱祭で各地区とも盛り上がっておりますが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、各地区とも感染対策を取っての準備など大変だったこととお察しいたします。しかし、このようなときだからこそ諏訪地域を盛り上げていく機運が大切であり、今年の御柱祭がそのきっかけとなり、活気が諏訪地域に戻ってくることを願っております。

当連合といたしましても、圏域住民の暮らしを守り、さらなる発展のため引き続き各事業の推進に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には補正予算4件、契約議案1件並びに令和3年度一般会計及び特別会計の決算認定5件、合わせて10件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）は、今年の人事異動に伴い、市町村からの派遣職員に対する人件費に不足が生じることによる補正及び低所得者に対する介護保険料軽減に係る国・県からの負担金の調整に伴う補正であります。

次に、議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）は、原油価格の高騰等の諸事情により、八ヶ岳寮の光熱費に不足が生じる見込みであることによる補正であります。

次に、議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険給付費等の前年度実績による国や県からの交付金の精算に伴う補正予算をお願いするものです。

次に、議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）は、原油価格の高騰等の諸事情により、燃料等の光熱費に不足が生じる見込みであることによる補正であります。

次に、議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、消防ポンプ自動車の購入について議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号から認定第5号までの令和3年度決算認定について御説明申し上げます。

まず、認定第1号 一般会計につきましては、歳入決算額3億6,832万3,383円に対し、歳出決算額は3億2,649万285円で、差引残額は4,183万3,098円となっております。

次に、認定第2号 救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額4億2,230万2,221円に対し、歳出決算額は3億8,949万5,704円で、差引残額は3,280万6,517円となっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額204億7,868万1,085円に対し、歳出決算額は201億3,420万9,872円で、差引残額は3億4,447万1,213円となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額26億558万8,640円に対し、歳出決算額は24億6,047万1,708円で、差引残額は1億4,511万6,932円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,920万6,635円に対し、歳出決算額1,280万5,291円で、差引残額は1,640万1,344円となっております。

以上が決算額の概要でございます。

次に、主な施策につきまして御説明いたします。まず一般会計では、6市町村共同で運用してい

る行政情報システムの安定的な運用に努めたほか、広域住民の生命・健康を守り、休日・夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業と諏訪地区小児夜間急病センター事業を引き続き実施いたしました。

また、令和3年度は第4期広域計画の最終年度に当たり、これまで実施した事業内容を検証した上で、令和4年度から5年間の事務事業の指針となる第5期の広域計画を、広域計画策定委員会を中心に協議を重ね、策定いたしました。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、障がいや日常生活上の困難などを抱える利用者に対するきめ細やかなケアに努めたほか、食堂及び4人部屋のエアコンの更新や集会室、会議室への新設、和室の洋室化など、居住環境の快適さを図るための施設整備に取り組みました。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、利用者が外出できない、面会ができないなどの影響がありましたが、ストレスの解消にも配慮しながら、細心の注意を払って感染防止に努め、運営をしてまいりました。

次に、介護保険であります。要支援・要介護認定者数は、令和3年度末現在で第1号・第2号被保険者を合わせて1万1,267人と、前年度末より25人の増となりました。保険給付額につきましては、介護サービス利用者の増加に伴い年々上昇しており、保険給付総額は前年度比1.7%増の181億4,473万7,043円でありました。

事業の実施状況ですが、第1号被保険者は令和3年度末現在で6万3,404人、そのうち介護認定を受けている被保険者は1万1,086人となり、65歳以上人口に占める介護認定者の出現率は17.5%と増加傾向にあります。また、第2号被保険者の介護認定者は、前年度より7人減少の181人でした。

介護認定者の介護サービスの利用状況では、延べ12万7,849人の方が利用され、サービス区分別では、居宅サービス利用が64.5%、地域密着型サービス利用が18.4%、施設サービス利用が17.1%となっております。また、利用者1人当たりのサービス区分別での月額保険給付費では、居宅サービスで約9万6,000円、地域密着型サービスで約15万8,000円、施設サービスでは約27万9,000円であります。

次に、広域消防関係では、令和3年度中における圏域内の火災件数は60件、救急出動件数は8,539件でありました。圏域住民の安全・安心を確保するため、各種災害に備えた出動体制の整備や各種予防・啓発活動に取り組んでまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症対策としては関係機関との調整や情報共有に努め、救急や災害の現場活動における感染防止対策の徹底を図りました。

また、安全・安心な救急活動等を行うために、高規格救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を車両更新計画に基づき更新をしたほか、令和3年7月に発生した静岡県熱海市土石流災害における災害支援のため、静岡県熱海市へ緊急消防援助隊として出動をいたしました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、地域振興事業として予定していた婚活支援事業は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止を余儀なくされましたが、LCV-FMにより行政情報の発信に努めたほか、広域連合ホームページの更改を行い、見やすさの改善等、機能の

充実を図りました。

以上、提案をいたしました各議案について御説明をいたしました。各議案の細部につきましては事務局長、消防長それぞれから説明をいたしますのでお願いいたします。

以上を申し上げます。開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** それでは、私から議案第17号から議案第19号及び認定第1号から認定第3号までと認定第5号について補足説明をさせていただき、その後、議案第20号、第21号及び認定第4号につきましては消防長から補足説明をいたします。

それでは、まず議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額に、それぞれ467万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,922万6,000円とするものです。

この補正予算は内容が2点ございます。1点目は、本年4月1日付の市町村からの派遣職員の人事異動に伴い、給料、職員手当等及び共済費が年度途中で不足を生じることが明らかになったことから、増額補正するものであります。2点目は、介護保険事業において国及び県から交付される低所得者保険料軽減負担金が、精算により追加交付された分を一般会計で一旦受けてから介護保険事業特別会計へ繰り出す必要が生じたことによるものです。

続いて、予算の内訳につきまして、予算事項別明細書により御説明を申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。歳入です。2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金に65万1,000円、3款県支出金2項1目介護保険関係負担金に32万6,000円、6款1項1目繰越金に369万7,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。歳出になります。2款1項1目一般管理費2節給料に114万3,000円、3節職員手当等に221万5,000円、4節共済費に33万9,000円、3款1項1目高齢者福祉費27節繰越金に97万7,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第17号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

まず第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ321万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,454万3,000円とするものであります。

この補正予算は、原油価格の高騰により光熱費が年度途中で不足を生じることが明らかになったことから、増額補正をするものでございます。

続いて、予算の内訳につきまして予算事項別明細書により御説明を申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。歳入になります。7款繰越金1項1目繰越金に321万円を増額

補正いたします。

次に、12ページ、13ページの歳出になります。2款1項2目施設事業費10節需用費に321万円を増額補正するものであります。

議案第18号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,544万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ204億6,908万5,000円とするものでございます。

この補正予算は内容が3点ございます。まず1点目は、保険給付費の第2号被保険者定率負担分の追加交付金が生じたこと。2点目は、一般会計からの繰入金が生じたこと。3点目は、保険給付費に係る国庫、県費等の令和3年度の精算による償還金が確定したこと。以上の3点により補正を行うものであります。

補正予算の内訳につきまして、予算事項別明細書により御説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。歳入になります。6款1項1目介護給付費県負担金に5,286万2,000円、8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金に97万7,000円、9款1項1目繰越金に1億160万7,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。歳出になります。2款1項1目居宅介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金に5,383万9,000円、7款1項4目償還金22節償還金利子及び割引料に1億160万7,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第19号の説明は以上でございます。

それでは続きまして、認定第1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。以後、決算認定案件の説明につきましては、決算書によりまして決算額とともに主な内容につきまして補足説明をさせていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略をさせていただきますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いをいたします。

それでは、一般会計の歳入歳出決算になります。まず、歳入の主な点につきまして、決算書の14ページ、15ページを御覧いただきたいと思っております。1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額2億199万1,131円であります。内容は、経常経費以下広域連合の各事業に対する6市町村からの負担金で、負担割合は、2節の病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%、その他の負担金につきましては、均等割20%、人口割80%となっております。

次に、2款国庫支出金は介護保険関係の国庫負担金で、低所得者の保険料軽減額の2分の1が国から交付されるものであります。収入済額6,724万4,430円となっております。

次の16ページ、17ページをお願いいたします。3款県支出金2項1目介護保険関係負担金は、国庫支出金同様、低所得者の保険料軽減額の4分の1が県から交付されるもので、収入済額3,362万2,215円となっております。

次に、5款繰入金は、旧伝染病隔離病舎退職手当基金からの繰入金や小児夜間急病センターの患

者数の減少によって生じる減収を補うため、総合福祉基金から繰入れを行ったことによるもので、収入済額は1,311万5,891円となっております。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、歳出の主な点について御説明をいたします。1款の議会費、また2款の総務費につきましては、議員人件費、職員人件費及び一般経常的な経費のため説明のほうは割愛をさせていただきまして、24ページ、25ページからお願いをいたします。

3款民生費は、支出済額1億4,270万533円、主に低所得者の保険料軽減額に係る介護保険事業特別会計への繰出金や、障害支援区分審査会に係る委員報酬等の経費でございます。

4款衛生費は、支出済額6,426万8,250円で、内訳は次の24ページから27ページにわたってございますが、病院群輪番制病院運営費補助事業補助金及び小児夜間急病センターの管理運営に係る委託料等でございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、28ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりでございます。実質収支額は4,183万3,098円となっております。

次の29ページは財産に関する調書になりますが、令和3年度中に記載のとおりの増減がございました。

一般会計の説明は以上でございます。

続きまして、認定第2号 令和3年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。決算書、事項別明細書の40ページ、41ページからお願いいたします。

まず歳入でございます。1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額2億7,812万7,132円。1目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を6市町村で負担するものであります。2目民生費負担金は、市からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金になります。

3款県支出金1項県負担金は、収入済額9,161万3,251円で、町村からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金を県が負担するものであります。2項県補助金の収入済額68万5,000円は、新型コロナウイルス感染予防の衛生用品等の購入に係る補助金となります。

42ページ、43ページをお願いいたします。6款繰入金2項1目救護施設八ヶ岳寮基金繰入金は、収入済額1,952万8,000円で、主に施設内空調設備及びLPガス貯槽の交換工事費に充てるため、救護施設八ヶ岳寮基金から繰り入れたものになります。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出の主な点について御説明をいたします。44ページ、45ページをお願いいたします。2款民生費1項1目施設管理費14節工事請負費は、支出済額1,715万3,389円で、歳入で御説明しましたとおり、基金繰入れにより施設内空調設備及びLPガス貯槽の交換工事等を実施いたしました。

次の46、47ページをお願いいたします。2款民生費1項2目施設事業費は入所者の直接処遇



に係る経費でありまして、支出済額は8,788万2,545円。主なものは施設の燃料費、光熱水費、利用者の食事に関する賄い材料費、利用者小遣い等の扶助費などでございます。

3款公債費は施設改築に係る起債の元利償還金で、支出済額4,258万7,582円となっております。

歳出の説明は以上でございます。

次に、50ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額は記載のとおりでございます。実質収支額は3,280万6,517円となります。

次の51ページ、財産に関する調書でございます。3の基金のうち、八ヶ岳寮基金は年度中に1,952万8,000円を繰り出しして、1,551万6,675円を積み立てたことによりまして、差引き401万1,325円の減となりました。令和3年度末の残高は2億3,407万5,204円となっております。

救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、認定第3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。決算書の66ページ、67ページからお願いをいたします。

まず歳入について御説明いたします。1款保険料は、収入済額41億6,356万7,850円。内訳は、年金天引きの特別徴収が38億8,920万3,470円、年金天引き以外の普通徴収が2億6,430万9,260円、普通徴収の収納率は93.5%となっております。普通徴収現年度分の収入未済額は1,825万5,530円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、令和2年度以前の保険料滞納繰越分の収入済額は1,005万5,120円で、収納率は24.1%となっております。徴収権の消滅によりまして1,107万4,320円を年度末に不納欠損としまして、残り2,058万7,170円を翌年度に滞納繰越といたしました。

2款分担金及び負担金、こちらは6市町村の負担金であります。収入済額27億2,979万4,376円であります。1節保険給付費関係負担金は、保険給付費の12.5%分を保険給付費割20%、人口割80%で6市町村に負担をしていただくものになりまして、収入済額22億6,777万8,409円となります。2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業費の一定割合を6市町村が負担するもので、収入済額1億8,430万8,474円。3節事務費関係負担金は、事務費に要した経費を均等割20%、人口割80%で負担をしていただくもので、2億7,770万7,493円となっております。

次に、4款国庫支出金をお願いいたします。収入済額48億3,038万5,240円となります。1項国庫負担金は、居宅サービス給付費の20%分と施設サービス給付費の15%分を国が負担するもので、収入済額は33億1,068万8,550円。こちらは概算払いのため、精算は翌年度に行われることとなっております。

最下段になります。2項国庫補助金は、収入済額15億1,969万6,690円です。次の68ページ、69ページを御覧ください。1目調整交付金は、保険者ごとの高齢者の総数に対する後期高齢者の割合や、被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するために交付される

もので、10億7,633万2,000円となっております。

2目地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業は1億6,562万6,600円。

3目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、こちらは包括的支援事業と任意事業のことを指しておりますけれども、こちらは2億722万900円が交付されております。

5目介護保険災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免措置の実施に係る国からの補助金で、23万1,000円が交付されております。

6目保険者機能強化推進交付金と7目介護保険保険者努力支援交付金は、介護保険運営を保険者が自己評価し、その評価に応じ交付されるもので、保険者機能強化推進交付金は3,342万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金は3,249万5,000円が交付されました。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、医療保険料とともに徴収された65歳未満の第2号被保険者の介護保険料から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、第2号被保険者負担分として、保険給付費の27%に相当する49億3,696万9,847円が交付されております。

70ページ、71ページをお願いいたします。2目地域支援事業支援交付金は、第2号被保険者負担分として地域支援事業の介護予防事業費用の27%が交付されるもので、1億6,944万6,000円となっております。支払基金交付金につきましても、概算払いのため翌年度に精算が行われることになっております。

次に、6款県支出金になります。1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と施設サービス給付費の17.5%分を県が負担するもので、収入済額25億9,975万8,000円。こちらも概算払いとなりまして、翌年度に精算が行われます。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費について、事業費の12.5%に当たる7,827万4,125円。2目の介護予防・日常生活支援総合事業費以外の地域支援事業については、事業費の19.25%に当たる1億361万444円となっております。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減に対する国・県・6市町村の負担金を一旦一般会計で受けて介護保険特別会計に繰り入れるもので、過年度分を合わせて1億3,333万1,205円となっております。

2項基金繰入金は介護給付費準備基金からの繰入れで、3,117万4,000円を繰り入れております。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出の主な点について御説明をいたします。80ページ、81ページをお願いいたします。

2款の保険給付費から御説明いたします。2款1項介護サービス等諸費は、要介護1以上の要介護認定者に対する給付に係るもので、支出済額が168億910万4,962円。

1目居宅介護サービス給付費は、支出済額65億1,823万8,772円となっております。

2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前に介護サービスを利用した場合に、一旦介護サービスを受けた事業所に介護費用の全額を支払い、要介護認定後に申請により

自己負担分を除いた額が償還払いとなるもので、支出済額が1億217万2,234円となっております。なお、これ以降出てまいります特例という言葉がついているサービス給付費は、全て同様の趣旨のものとなっております。

3目地域密着型介護サービス給付費は、近隣地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、定員29人以下の小規模特養などに係る給付となります。支出済額は36億2,601万8,424円です。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額57億6,577万2,856円です。

82、83ページへお移りいただきたいと思います。2項介護予防サービス等諸費は、要支援者に対する給付に係るもので、支出済額4億7,193万5,845円。その大半を占めるのが1目の介護予防サービス給付費で、支出済額は3億5,074万1,706円となっております。

84ページ、85ページをお願いいたします。3項その他諸費1目審査支払手数料は、保険給付を行うに当たり、請求の点検・審査から事業者への支払いについて長野県国民健康保険団体連合会に事務を委託しておりまして、その審査・支払いにかかる手数料になります。支出済額は1,571万344円となります。

4項高額介護サービス等費は、支出済額3億7,065万4,497円。5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担額から、既に支給された高額介護サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その超えた分について介護保険と医療保険で案分をし、それぞれの保険者が支給するものとなっております。支出済額は5,917万9,143円となります。

続いて、86ページ、87ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得者の食費、居住費の自己負担額について、収入段階別に限度額を定め、限度額を超える分を介護保険から補足的に給付するもので、支出済額は4億1,815万2,252円となっております。

4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和2年度繰越金のうち基金積立可能分と基金利息を合わせて2億743万3,183円を積み立てました。

5款地域支援事業費は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、生活支援も含めた地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、基本的に6市町村に委託して実施をしております。

88ページ、89ページをお願いいたします。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援と認定された方のほか、基本チェックリストにより該当となった方に対し、訪問型サービスや通所型サービスを実施するもので、支出済額が3億8,942万8,324円となります。

2項1目一般介護予防事業費は、全ての第1号被保険者に対し介護予防事業を実施するもので、6市町村に委託して実施をしております。支出済額は1億9,130万4,891円となります。

3項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業費では、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、生活支援体制整備、認知症総合支援、地域ケア会議推進、在宅医療・介

護連携推進の各事業を実施しております。支出済額4億7,493万5,794円となっております。

2目任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業を除いて市町村に委託し、家族介護支援事業をはじめ成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣事業などを実施しております。支出済額は6,108万1,962円となります。

90ページ、91ページをお願いいたします。7款諸支出金1項4目償還金は、令和2年度の介護給付費等に対する国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算により超過交付分となった3億3,942万9,741円を返還したものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、92ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりでございます。実質収支額は3億4,447万1,213円となりまして、大半は国庫負担金等の償還金の財源となります。

次に、93ページの財産に関する調書になります。介護保険介護給付費準備基金は、年度中に3,117万4,000円を繰り出しし、2億743万3,183円を積み立てたことによりまして、差引き1億7,625万9,183円が年度中増額となりました。令和3年度末の残高は13億286万6,606円となっております。

介護保険特別会計の説明は以上でございます。

それでは、最後に認定第5号 令和3年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。124ページ、125ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,189万365円です。こちらは諏訪地域ふるさと振興基金の利子収入及び基金を構成する国債の一部の買換えによる差益を計上しております。

3款繰入金1項1目ふるさと振興基金繰入金は500万円。

4款繰越金は収入済額1,231万5,599円。

5款諸収入1項1目預金利子は671円となります。

以上、歳入合計が収入済額2,920万6,635円となっております。

次に、歳出について御説明をいたします。126ページ、127ページをお願いいたします。

1款1項1目ふるさと振興事業費は、支出済額1,280万5,291円です。事業の内訳ですが、ふるさと振興事業費では、国債の買換えに伴う差益61万6,165円をふるさと振興基金に積立てをしております。

なお、当初実施を予定しておりました婚活支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度はイベント開催を中止をいたしております。また、スポーツ振興補助金の支出もございませんでした。

次に、情報ネットワーク推進事業費として広域連合のホームページの更新、LCV-FM放送を活用しての行政情報の発信を引き続き行っております。また、防災対策事業費として、隔年で行う

臨時災害放送局開設訓練を6市町村と共同で実施をしております。

歳出の説明は以上でございます。

次に、128ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は1,640万1,344円となりました。

次に、129ページ、財産に関する調書になります。ふるさと振興基金は、決算年度中に438万3,835円減少しまして、年度末現在高は10億4,461万9,286円となっております。

ふるさと振興基金事業特別会計の説明は以上でございます。

私からの補足説明は以上です。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** それでは、私から議案第20号、議案第21号及び認定第4号について補足説明をいたします。

初めに、議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,544万1,000円とするものでございます。この補正予算は、急速に進む脱炭素化による原油価格の高騰に加え、ロシア、ウクライナ情勢に起因する燃料費及び電気料金の高止まりが今後も継続する見込みであることから、出勤に欠かせない燃料費及び庁舎機能維持のための電気料への影響も大きく、当初予算に計上した需用費に不足額が生じる見込みから、歳入及び歳出の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、予算の内訳につきまして、予算事項別明細書により御説明申し上げます。10ページ、11ページ、歳入をお願いいたします。

5款繰越金1項1目繰越金に650万円増額補正いたします。

続いて、12、13ページの歳出をお願いいたします。

1款2項1目常備消防費10節需用費に650万円増額補正をし、内訳は燃料費に226万円、光熱水費に424万円でございます。

議案第20号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について説明をいたします。

購入したい財産は、諏訪広域消防諏訪消防署に配備いたします水槽付消防ポンプ自動車1台でございます。現在、諏訪消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車は、平成8年8月に購入、配備したもので、既に26年が経過しているものであり、経年劣化による車体及び装備等の老朽化が進んでいることから、更新を図るものでございます。

これにつきましては、令和4年第2回諏訪広域連合議会臨時会におきまして繰越明許費の補正が承認されたことにより、去る8月25日に指名競争入札を実施し、株式会社チヨダと6,746万

8, 280円で仮契約をいたしてありますので、本契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号の説明は以上でございます。

続きまして、認定第4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

他の決算認定案件と同様に、決算書によりまして決算額とともに主な内容に関わる点につきまして補足説明をさせていただき、主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきます。

初めに、歳入につきまして、決算書104、105ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目負担金は、収入済額23億6,166万8,371円でございます。内容は、1節消防費負担金、2節公債費負担金、3節その他負担金でございまして、3節その他負担金は高速自動車国道救急業務関係負担金及びその他負担金で、主に退職手当等に関わるものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は、収入済額199万2,000円で、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料等でございます。

3款国庫支出金1項1目消防費国庫負担金は、収入済額228万9,400円で、これは静岡県熱海市で発生した土石流災害に緊急消防援助隊として活動したため、緊急消防援助隊活動費負担金として国から交付を受けたものでございます。

4款県支出金1項1目県委託金は、収入済額8万6,000円であります。これは県の移譲事務の特例事務処理交付金でございまして、県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲受け、消費許可などに関する事務でございます。

5款繰越金1項1目繰越金は、収入済額1億3,542万8,718円となっております。

106、107ページをお願いいたします。6款諸収入2項1目雑入は、収入済額1,812万1,398円で、主なものは長野県消防学校等への派遣職員人件費でございます。

7款連合債1項1目消防債は、収入済額8,500万円で、更新のため茅野消防署北部分署へ配備した水槽付ポンプ自動車及び下諏訪消防署へ配備した高規格救急自動車の借入金でございます。

8款寄附金1項1目寄附金は、収入済額100万円で、諏訪信用金庫様から新型コロナウイルス感染症対策に活用してほしいということで寄附されたものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。108、109ページをお願いいたします。

1款消防費1項1目一般管理費は、支出済額19億6,091万2,195円で、これは一般経常的な経費のほか、消防学校入校旅費及び負担金、職員健康診断委託料、インフルエンザ予防接種などの各種業務委託料等の経費でございます。

2項1日常備消防費は、支出済額1億5,709万4,691円で、内訳は救急活動用消耗品や燃料費、また車両の修繕や指令システムの交換部品などの修繕料、光熱水費及び空気呼吸器等の備品購入費などでございます。

次に、110、111ページをお願いいたします。2項2目消防施設費であります。支出済額は1億861万4,055円で、主なものは水槽付消防ポンプ自動車購入費、高規格救急自動車購入費及び建物耐震診断業務委託料、消防力の適正配置調査委託料等でございます。

歳出は以上でございます。

次に、114ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は1億4,511万6,932円でございます。

115、116ページは財産に関する調書となっております。1の公有財産につきましては、変更はございません。2の物品のうち、高規格救急車、水槽付消防ポンプ車、患者監視装置及び半自動体外式除細動器は、更新による増減でございます。

以上が認定第4号の説明でございます。

私からの説明は以上でございます。

**樋口敏之議長** ここで、監査委員から令和3年度決算の監査結果の報告を受けます。山崎監査委員。  
**山崎文男監査委員** 監査報告に先立ちまして、少しお時間をいただき、一言御挨拶をさせていただきます。

令和4年第1回定例会におきまして御同意をいただき、本年4月1日から監査委員という大役を仰せつかりました山崎文男でございます。監査委員の職務の重要性を十分認識いたしまして、研さんに励み、職責を全うすべく精励してまいる所存でございます。関係の皆様方には、御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単でございますが御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、私から審査の結果を御報告申し上げます。お手元の決算審査意見書を御覧ください。

去る8月23日、小松壮監査委員とともに、令和3年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め、審査を実施いたしました。

審査の着眼点といたしまして、決算に計上された金額の正確性、予算執行や財産管理の適正性及び効率性を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました。いずれも正確、適正に処理されていることを認めました。

なお、留意を要すると思われる点を3ページに意見として上げさせていただきました。詳細については省略いたしますが、総体的には新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や延期が多岐にわたっています。できる限り事業を実施し、諏訪地域の振興に努めるようお願い申し上げ、監査結果の報告とさせていただきます。

**樋口敏之議長** これより議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）に

ついて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで、五つの議案について順次質疑を行います。

まず、認定第1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。



ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第17号のうち所管部分、議案第20号、議案第21号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号を。福祉環境委員会に議案第17号のうち所管部分、議案第18号、議案第19号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号をそれぞれ付託いたします。

---

**樋口敏之議長** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**樋口敏之議長** 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時22分

## 令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月28日（水）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について
- 日程第 7 認定第 1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- | 日程第 1 | 一般質問  | ページ  | ページ          |
|-------|-------|------|--------------|
| 1番    | 廻本多都子 | … 27 | 2番 望月克治 … 31 |
| 3番    | 金井敬子  | … 37 | 4番 今井康善 … 43 |

- 日程第 2～日程第 11

議案第17号から認定第5号まで10件各質疑

議案第17号のうち所管部分、議案第20号、議案第21号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員長報告

議案第17号のうち所管部分、議案第18号、議案第19号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第17号から認定第5号まで10件各質疑、討論、採決

閉 会

~~~~~

### ○出席議員（21名）

議席

1番 森山岩光  
 3番 廻本多都子  
 5番 牛山正  
 7番 吉澤美樹郎  
 9番 名取久仁春  
 11番 吉田浩  
 13番 中島保明  
 16番 伊藤玲子  
 18番 松山孝志  
 20番 森安夫  
 22番 金井敬子

議席

2番 芳澤清人  
 4番 小山博子  
 6番 藤森靖明  
 8番 川合弘人  
 10番 小松壮  
 12番 今井康善  
 15番 長田近夫  
 17番 望月克治  
 19番 樋口敏之  
 21番 林元夫

○欠席議員（1名）

14番 今井秀実

○説明のため出席した者の職氏名

|           |        |        |       |
|-----------|--------|--------|-------|
| 広域連合長     | 金子 ゆかり | 副広域連合長 | 今井 竜五 |
| 副広域連合長    | 今井 敦   | 副広域連合長 | 宮坂 徹  |
| 副広域連合長    | 名取 重治  | 副広域連合長 | 五味 武雄 |
| 監査委員      | 山崎 文男  | 事務局長   | 花岡 光昭 |
| 会計管理者     | 松木 史江  | 企画総務課長 | 師岡 竜也 |
| 情報政策課長    | 久保田 好康 | 介護保険課長 | 上田 佳秋 |
| 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼 淳夫  | 消防長    | 大槻 秀次 |
| 消防次長兼総務課長 | 上原 昭司  |        |       |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|     |       |           |       |
|-----|-------|-----------|-------|
| 書記長 | 藤森 一彦 | 企画総務課総務係長 | 山本 征幸 |
| 書記  | 今井 稜  |           |       |

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 2 )

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時01分

(傍聴者 1名)

開 議 午前 9時30分

**樋口敏之議長** おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は21人であります。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**樋口敏之議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

廻本多都子議員の質問を許します。廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** おはようございます。通告に従い、質問を行います。内容は、地域包括支援センターの運営状況についてです。

初めに、介護保険制度が始まって20年が経過をしました。当初、各自治体で始まった制度ですが、周辺地域の事務事業の広域連合に移行をされました。そして、家庭から社会的な介護へと始まった制度は、公的な支援から民間の事業者へとその責務を移行していきました。介護の質の向上を目的に、家庭介護から社会的な介護へと基本理念の下、始まった制度です。

当初はヘルパーが充足していない、そういった介護職が足りない、特養施設もまだ整備されていない等、懸念された課題はいまだに解決に至っていません。しかしながら、3年ごとの制度の見直しや、高齢化社会に向けて各自治体ではその課題に向き合い、様々な制度に取り組んでいます。広域連合では事業計画を立て、その責務を遂行しています。

さて、そういった中での令和3年度から始動している地域包括ケア体制の強化ですが、地域包括ケアシステムを強化することで、高齢者一人一人が住み慣れた地域で医療、介護、そして予防などの必要なサービスを総合的に提供するための体制の強化を図っています。

そこで第1の質問ですけれども、地域包括ケアシステムの現時点での状況と今後の課題についてお聞きします。

以下の質問は質問席にて行います。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** おはようございます。それでは、廻本多都子議員の質問にお答えいたします。

諏訪広域連合の介護保険事業につきましては、地域共生社会の実現を目指し、複雑化、複合化した支援ニーズに対応できるよう、多職種連携による包括的な支援体制の構築、強化を図るとともに、地域の特性に応じた生活支援や介護予防、認知症施策等の地域づくりを推進するための地域包括ケアシステムの深化、推進に努めているところであります。

その中で、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センターの運営支援を行っております。現在、3市においては包括的支援事業を諏訪広域連合から受託し、各市が地域包括支援センターを設置していますが、3町村においては包括的支援事業を法人等に委託し、委託を受けた法人等が地域包括支援センターを設置しています。

諏訪広域連合では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターが地域住民の信頼を得ながら、円滑に活動できるよう、センター機能の周知に向けた広報、啓発活動を市町村と協働して推進をしております。

また、包括的支援事業に位置づけられている在宅医療・介護連携や認知症施策、権利擁護等の各事業について、構成市町村ごと地域の実情に合わせて取り組んでいただいております。さらに、地域包括支援センターの機能強化の一環として定期的な点検・評価を実施し、一体的かつ効率的な運営を図るとともに、職員の資質向上に努めているところであります。

こうした取組を行うに当たり、諏訪広域連合と各地域包括支援センター及び構成市町村の連携を強化するため、定期的に地域包括支援センター連絡会を開催しております。ここで協議される内容をどのようにセンターの事業につなげていくことができるかが課題の一つと考えておりますが、引き続き、利用者の視点に立った質の高い支援が行えるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 地域包括ケアシステムを今実施しているところでございますけれども、今後さらに発展、推進していくためには、設置している地域包括支援センターの機能の充実、強化といったものが重要と考えます。

諏訪圏域においては、先ほど連合長から答弁がありましたように岡谷市、諏訪市、茅野市の3市には地域包括支援センターを広域連合から委託されたという形で設置しています。そして下諏訪町、富士見町、原村の3町村においては、法人に委託をしてその法人内に設置をしています。それでは、各地域包括支援センターの状況について、どうなのかをお聞きします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 6市町村の地域包括支援センターにつきましては、現在、議員のおっしゃ

ったとおり、3市においては市が設置をして取り組んでいるところでございます。なお、3町村につきましては、それぞれ法人に委託をしているというところでございますが、下諏訪町につきましては、社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会への委託で実施をされております。また、富士見町及び原村におきましては、富士見高原病院に委託をして取り組んでいただいているところでございます。

それぞれの地域包括支援センターの運営につきましては、昨日、全協で報告をさせていただきましたが、令和3年度の事業運営状況等によりまして、各市それぞれの実情に応じて取組が進められているところでございます。また、そちらの資料等を御参照いただければ、詳しい内容等がお分かりいただけるのかなと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 各自治体に設置をされている、町村においては社協や高原病院といったそういう法人に委託をして行われていますけれども、各自、これは自治体によっては少し……。広域連合でまとめるというよりも実情が違ったりするところを連合がきっちり把握していて、どこも取り残さないというか、自治体ごとだと、また連合でまとめているのはそこが違うと思うので、ぜひともそういった形で連合がしっかりと連携を取ってまとめていただきたいと思います。

さて、次の質問でございますけれども、高齢化社会に向けて近年高齢者を取り巻く環境は厳しいものがあります。振り込め詐欺や消費者被害が多発しています。警察等はその撲滅に向けて摘発などに乗り出し、金融機関も声かけを多くするなど、こういったことで努力をされていますが、被害者の15%が65歳以上の高齢者です。高齢化による認知の低下は誰にでも起こり得ることで、認知症の施策である啓発、そして予防の取組についてどのように行われているかお聞きします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 認知症施策につきましては、地域支援事業の中で認知症総合支援事業として二つの事業を構成市町村に委託をして実施をしているところでございます。

一つは、認知症初期集中支援推進事業でございます。各構成市町村において実施している事業といたしましては、在宅生活者で認知症が疑われる方、または認知症の方を対象に、複数の専門職がその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などを行い自立支援をサポートする事業や、個別の訪問支援やチーム員会議の開催といったもののほか、事業についての地域住民や医療介護関連機関への周知についても実施をいただいているところでございます。

もう一つは、認知症地域支援ケア向上事業でございます。医療機関や介護サービス事業所と地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員の配置のほか、認知症予防啓発講演会の開催等、各市町村の実情に即した事業を実施していただいているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3番廻本多都子議員** 二つの認知症についての取組を行っているということでありまして、こういった認知症への取組というのは、先ほど答弁の中にも少し見えてきました。地域間、そして

また医療・介護、そういった機関との連携が本当に不可欠だと思いますけれども、その現状はどうでしょうか。市町村によって凸凹があったりするかもしれませんが、その辺の現状はどう捉えていますか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 地域の実情に応じて取り組んでいただいているというところもございまして、議員おっしゃるとおり温度差等があるということは承知しているところでございます。先ほどの連合長の答弁からでもございましたが、地域包括支援センターの定期的な連絡会を開催して、各市町村の中で情報共有をいただいているところでございます。そういったことから各地域の実情に応じた取組についての認識を高めていただくことによって、そういったことも理解をしながら、それぞれの地域包括支援センターが今後さらに様々なよいところを生かしていただきながら取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3 番廻本多都子議員** 確かに認知症のケースは、それぞれ個別のいろいろなサービスも利用したりすることも必要なんですけれども、特に徘徊等や様々なところは地域との連携が非常に大事だなと思っております。私も相談を受けていくと、とにかくどこかにずっと出かけちゃうのを、保護者とか周りの人がそれを見越せない間にずっといなくなっちゃったりするので、本当に地域の人の連携というのは大事だなと思っております。

さて、最後の質問です。高齢化社会において、地域では高齢者のみの家庭、高齢者のひとり暮らしなどが多くなっています。子供がいない、遠方にいる、近くにいるおいつ子やめいつ子などに頼っている、様々な生活形態を持っています。認知能力の低下とともに、今後について心配をされる方、遠方で暮らす子供たちの心配など、相談を受けることが多々あります。こういった中で、近年は成年後見人制度が必要になってくる方も増えてきているのではと考えますが、介護保険事業の中で成年後見人制度の活用状況はどうなのかということをお聞きします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 成年後見制度に係る事業につきましても、先ほどの認知症施策と同様に、地域支援事業の中で権利擁護事業として構成市町村に委託をして実施しているところでございます。いずれの市町村におきましても、困難な状況にある高齢者が地域において安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進を図るものでございます。相談事業として実施をしております。

昨年度の実績は、広域全体で相談者実人数は115人、延べ相談回数は258回でありました。また、成年後見制度の活用に至った件数といたしますと、各市町村の成年後見制度利用支援事業、この助成事業を活用した実績として把握しているものでは、令和3年度は5人でありました。以上です。

**樋口敏之議長** 廻本多都子議員。

**3 番廻本多都子議員** 相談業務ができていの中で助成は5人ということで、そんなに多くないというふうに向って、何とか相談の中で自分たちで処理をしているというか、対応をしているという状

況が分かりましたけれども、今後はこういうものは本当に相談だけではなく、独り暮らしの高齢者も多くなってきますので、成年後見人を使う、そういった方も増えてくると考えますので、ぜひよろしく願いいたします。

さて、高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくために、地域包括支援センターの充実とその機能が十分に活用できるよう、アンケートや実態調査の実施とともに、施策にそれを反映できることを願って、少し時間は早いですけれども私の質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

**17番望月克治議員** 日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。介護施設や八ヶ岳寮に対する新型コロナウイルス感染症拡大対応と物価高騰対応の支援についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、高齢者施設や福祉施設でのクラスター発生も伝えられています。介護現場では、通所者や入所者の感染への対応で多くの苦労をされていると思われます。また、終日利用者の対応をする点で、電気、ガス、食料品の高騰、送迎については、燃料費の高騰は介護施設と救護施設の運営に多大な影響を及ぼし、公定の料金で運営する施設にとっては存続に関わる問題です。

基礎自治体が介護保険を運営する塩尻市や安曇野市では、特別な補助施策を実施しています。諏訪圏域の介護保険を運営する広域連合としても、同様の補助を実施することはできないかお聞きします。まず、介護施設についてお答えください。八ヶ岳寮に関しては質問席からお聞きします。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、望月克治議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今なお第7波による感染者数の高止まり傾向が続いてきていたところの状況でございますが、介護サービスを提供いただいている事業所の皆様には、感染予防対策を講じながらサービス提供を続けていただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、介護施設に対する支援についてであります。塩尻市や安曇野市において実施された、あるいは実施している支援策につきましては、いずれも国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用されての事業だと伺っております。

国では、7月末から8月初旬にかけて、都道府県と市町村等に対し、介護サービス事業所や施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用調査を実施いたしました。内容は2点で、物価高騰等に関する介護事業所等が対象となる臨時交付金を活用した支援を行っている、または行う予定があるか。もう1点は、臨時交付金以外の財源を活用し、物価高騰等に関する介護事業所等が対象となる支援を行っている、または行う予定があるかというものであります。

しかしながら、この交付金につきましては、申請対象が都道府県や市区町村であるため、広域連合には参考として送信されていたところでもあります。そうしたことから、独自の財源を持たない広域連合といたしましては、支援策の検討までに至らないといった状況であります。



広域連合といたしましては、県の支援策ではありますが、検査キットの配布と補助金交付要綱の一部が改正され、感染警戒レベルが4以上で医療特別警報以上が発出されている間、10分の10以内に拡大されたPCR検査費用の補助制度を御案内させていただき、介護施設の検査費用の負担軽減に御活用いただければと考えております。

また、9月16日に公表された県の一般会計9月補正予算案におきまして価格高騰緊急対策などが盛り込まれ、現在開会中の県議会9月定例会において審議されております。介護保険に関するところでは、高齢者福祉施設等が原油価格等の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう、光熱水費、燃料費、食材料費の価格高騰の一部を支援することを目的とする支援事業と伺っております。介護保険施設や短期入所のほか、通所系、訪問系の事業者への交付を検討されているとのことですので、諏訪広域連合といたしましては、この支援事業の事業者への周知につきましても、各市町村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 国の調査が行われていて、県でも取組を進めているということで多少といたしますか、安心をしています。広域連合としては、現状はできるだけことはさせていただいているということは私も承知をしております。臨時交付金も、市町村、県、区、23区、そういったところにしか手が届かないので、本当に痛いところですよ、使えない。そんな中でも、燃料費に関しては基金取崩し等で補正予算も出されていて、対応していただけてうれしいところです。

では、そうしたことを踏まえてお聞きしますが、介護施設、まずは事業所の中での感染者の有無、発生状況などは広域連合は捉えていますか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 特別養護老人ホームですとか老健といった入所施設につきましては、やはり実際にサービスを止めることができませんので、特に発生者があったという報告は受けておりませんが、通所系あるいは訪問系のサービス事業者につきましては、現在、諏訪広域連合へは事故報告書というものをその際随時提出をいただいております。現在、令和4年度ですが、報告をいただいている件数は17件ございました。それぞれにコロナウイルス感染者が発生したという中で、感染者が発生したという報告を受けているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 東京や首都圏などでは、事業所内で感染者が発生しても、医療機関のほうが手いっぱい入院ができないという状況があるようですが、諏訪広域圏内ではそうした状況なのでしょう。感染された方は、入院をちゃんとされて医療に結びついているのでしょうか。その確認は取られていますか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** やはり、入院を拒否されるケースが多いということは伺っております。では、どういった対応をいただいているのかと申しますと、報告を受けている中では、やはりゾーニングをして、言い方は変ですけども、隔離するところを設けて対応しているというところは

報告を受けているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 家庭内隔離に近い状況ですよ。ただ、そうした中でもやはり対応される従業員ですか、介護職の皆さんが感染したりすることもあるかと思います。そうすると、もう今は老老介護という言葉ではなくて陽陽介護、陽性者が陽性者を介護するなんて言葉も生まれているような状況になっていますので、非常に苦しい状況になるのではないかと考えています。

そうしたところもしっかり支援を考えていただきたいと思うのですが、事業者からそうしたところの支援や、あとは経費的なもの、燃料高騰、食料費、食品の高騰などでの支援を求める声というのは広域連合には届いていますか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 先ほど、議員からの質問の中でもありました塩尻市や安曇野市において、こういった支援策があるという紹介も、やはり市町村を通じて広域連合に届いているところです。こういったことを考えることはないですかというようなお問合せは、若干の事業者からいただいているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** では、次に八ヶ岳寮について現状をお聞かせください。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** それでは、救護施設八ヶ岳寮におきます新型コロナウイルス感染症の対応等についてお答えいたします。八ヶ岳寮の利用者の多くは高齢者であったり、また基礎疾患を抱えている方がたくさんおられます。そういった方々がもし感染した場合には、重症化のリスクも大変高くなるということから、感染症対策には細心の注意を払い、気の抜けない毎日が続いている状況でございます。

さて、感染者とかそういった方が発生した場合になりますが、この辺の準備を怠ってはいけないということで準備を進めております。仮に感染者が発生した場合には、施設嘱託医の派遣元であります諏訪中央病院への入院というものが基本とはなりますけれども、ただし病床等が逼迫していたり、あるいは罹患者が重度の知的障がい者、あるいは精神状態の不安定な利用者であった場合には入院対応というものが困難になるということが想定されます。その場合には施設内での療養、こういったものが避けられない状況が見込まれます。

このような状況に備えまして、あらかじめゾーニングですね。レッドゾーン、こういったものを施設内のどこに定めるかというものを計画いたしまして、あらかじめそれに備えた試行的な設置等も行っているところであります。

また、対応する職員の関係につきましては、一定の固定化された職員の方が当たっていただくということで、この辺につきましても、ハイリスクのある職員を避けた中での配置ということで計画をしているところであります。また、併せまして感染予防用具等の備蓄につきましても進めているという状況でございます。

また、バックアップ体制といたしましては、諏訪保健所の技術的な援助、支援等を得られる体制かと思いますので、その辺と密に対応を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** まさに現場での対応をしっかりと練って、どうなっても何とか対応していくという体制を取っていただけていることは本当に感謝申し上げます。

食料品の値上げ等については、現状どのような対応をされていますか。

**樋口敏之議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** 物価高騰ということでございますけれども、やはり八ヶ岳寮を運営していく上で、安定した施設運営を行う上では、特に光熱水費あるいは食材料費、こういったものが予算の多くを占める部分でございます。

まず、光熱水費等に関しましては、通常は不測の事態に備えましてある程度余裕を持った予算化をしているところでございますけれども、今般の高騰によりまして、電気、ガス料につきましては約320万円ほどの不足が生じるということで、今回本定例会におきまして補正予算案ということで上程させていただいているところでございます。

また、食材料費につきましては、やはりもろもろの食材が値上がりしているということから少なからず影響はございますけれども、質と量を落とすことなく、これは献立あるいは調理方法の工夫、こういったもので対応しており、今年度予算内での提供ができるものと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** まさに施設を挙げて対応していただいていると。調理方法やいろいろなことで工夫をされていることだと思います。ただ、この10月からまた値上げラッシュが続いていくと。燃料費もまだ高くなるという見込みがなされています。この先の高騰に対しては、現状ではなかなか難しいのではないかと思います。支援が必ず必要になると思います。県の動向も見ていただきながら、取れるものはしっかりと取っていただく。広域連合としても取っていただくんですけども、基礎自治体としての6市町村ですね。6市町村であればコロナ対応の臨時交付金を受け取ることもできるので、それを拠出していただくという方法も、それぞれの自治体で施設があったりなかったり、高齢化率が違ったり、それぞれの思いはあると思いますけれども、施設というのは、高齢者をしっかりと支えていく公的な面が本当にある施設ですので、営利企業と言っただけなんですけど、一般の事業者にはいろいろな支援金や補助を出しているわけですから、公的な、地域を今まで支えてくださったお年寄りを受け入れていく、それから障がいのある皆さんを受け入れていく、そうしたところに自治体からもしっかりと支援をしていただくということを連合の中でも検討していただき、この先の物価高騰に対応していただくことを求めて、この質問は終わらせていただきます。

では、次に消防についてお聞きします。新型コロナウイルス感染症拡大下での救急搬送、消防体制についてお聞きします。新型コロナウイルス感染症拡大で、都市部では救急搬送に困難を来して

いと伝えられています。諏訪広域消防の現状と課題をお聞きします。まず、救急搬送について困難事案などは発生しているかどうかお聞きします。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 御質問にお答えいたします。初めに救急出動の状況でございますが、令和4年中は8月31日現在で6,114件ございまして、昨年の同時期5,254件と比較いたしますと860件の増となっております。また、新型コロナウイルスの罹患者、擬似者の救急搬送も増加しているところでございます。

その中での救急搬送困難事案についてでございますが、救急搬送困難事案の定義は、救急隊による医療機関への受入れ照会回数が4回以上かつ現場滞在時間が30分以上の事案とされており、当消防本部では、都市部のような救急搬送困難事案と言われる状況は発生しておりません。救急搬送困難事案が発生していないのも、諏訪地域の各病院、諏訪保健所、そして医師会等の皆様の御理解と御協力によるものと感謝しているところでございます。

今後の課題という部分でございますが、さらなる感染拡大に備え、住民の皆様へ救急車の正しい利用の呼びかけを実施するとともに、諏訪地域の医療提供体制が逼迫し、救急搬送等に支障を来すような状況が発生した場合には、保健所、医師会や病院と協議をし、救急医療体制に万全を期すよう緊密な連携を図り、対応していきたいと考えております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 現状では搬送困難な事案はないということで安心しました。この諏訪圏域は医療体制がかなり他の圏域と違ってというか、充実をしているので、その点はかなり安心なのかなと思います。他圏域の救急車が来てというのをたまに最近見かけるので、のみ込み切れなくなった患者をこの圏域で受けているのかなというも感じているところですが、そうした余裕を持ってまだ対応できているということですので安心をしました。

では次に、もし消防職員の皆さんがコロナウイルス感染症に感染してしまった、または御家族の中で感染者が確認されてしまって自宅待機を余儀なくされてしまったということがあるかと思えます。そうした場合の勤務体制ですね。出勤できなくなってしまうわけですから、そうした対応などはどうなされているのかお聞かせください。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 消防署の勤務体制でございますが、当消防本部では三つの係が交代で勤務をする3部制勤務をしております。各係それぞれ最低勤務人員が決められており、最低人員に1名から2名、出張や研修、休暇等を取れる人員を配置しているところでございます。

職員が罹患や濃厚接触者として自宅待機となり、最低人員を確保できない場合には、同じ署の他の係から人員を補充して出動に必要な最低人員を確保しております。また、同じ署での補充対応ができない場合には、隣接署からも職員の補充をして最低人員の確保に努めておりますが、それでも最低人員を確保できないような状況の場合には、三つの係の罹患していない職員を2分割し、一時的に2部制勤務に変更し、出動体制を維持する計画となっております。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 自宅待機者が増えた場合には、3交代制を2交代制にすることになります。そうすると休みがまず取れないということです。3交代制というのは、勤務して待機の勤務があって、フリーの休みがあるということです。このフリーの休みがなくなってしまうわけですから、勤務か待機かということになって、まさに常に臨戦態勢であり、この圏域を離れることさえできなくなってしまうわけです。

夏休みがこの間まであったわけです。夏休みでお子さんがある……。隊員の皆さんは若い隊員が多いと思うんですけども、その皆さんは子供さんがいて、夏休みなのに、諏訪圏域を離れてどこにも遊びに行くこともできないという状況にもなってしまいかねないんですが、そういった状況というのは現実問題として起こっていたのでしょうか。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 欠員により補充勤務した職員の対応につきましては、時間外勤務手当を支給して対応しており、2部制勤務体制にした場合、議員御指摘のとおり一時的に勤務日数が増えるようなこともございますが、年間を通して調整するなど労務管理に努めております。また、夏季休暇、お子さんとの時間も非常に大切ですので、職員同士でやりくりをしながら何とか夏季休暇も取得できているような状況でございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** 介護や福祉施設と同じで、消防の皆さんも本当に臨戦態勢で、感染者の搬送も多くなっているということで、そうした危険性も多い中で、さらに休みもなかなか取れない状況で勤務をしていただいていると、本当に感謝に堪えないところです。

そうして休みを削って、代休をしたりいろいろな手当はあるということですが、代休も取れなければ残業手当になるということですか。残業手当だけで果たしてそうした状況が報われるのかと思うんです。休日をなくして休日出勤をしているわけですから、それは通常で言えば残業手当になるんでしょうけれども、通常とはちょっと違う気はするんですけども、その点、消防長の思いとして、職員の皆さんがそれで本当に報いているというんですか。報われていると思われるのか、もう少し何かしてあげたいなという思いがもしおありなのか。そのところをちょっと難しいですがお聞かせいただければと思います。

**樋口敏之議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** 私たち消防職員は、地域住民の皆様の命を守る使命達成のために、強い気概を持って勤務をしてございます。議員御指摘のとおり、考えなければいけない部分もあろうかと思いますが、今はまず私たちにできる最善の対応と考えてございます。

**樋口敏之議長** 望月克治議員。

**17番望月克治議員** まさに使命感を持って働いていただいているということです。介護施設や福祉施設の職員の皆さんもそうだと思います。でも、そこにやはり甘えてしまっているだけではないと思うんです。そうしたところを、やはり諏訪広域の消防も広域でやっているわけですから、

広域連合の中でもう少し何か特別な手だてを取れる、そうした体制を広域連合で考えていただけないかなというのが私の願いであり思いです。

火事であったり災害であったり、本当に困ったときに助けていただくのが消防の皆さんです。私は毎日茅野駅前に夕方立っているんですけども、45分か50分くらいなんですけれども、その間に必ず救急車が2台くらいピーポーピーポーと鳴らして通るんです。本当にそれだけ頻繁に出ておられる、活動しておられる。下手をすると、その間にコンビニで水を買ったりしていれば何をやっているんだと非難を浴びてしまったり、そうしたこともあって本当に厳しい、苦しい立場に立たれている。でも必死にこらえて頑張っていていただいているわけですから、広域連合として、ぜひ首長の皆さんに何かしら手だてを。ない袖は振れないのは分かりますが、何とか手だてを少しでも取っていただくようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

**樋口敏之議長** 次に金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** 議席22番、金井敬子です。介護保険事業について、通告に従い順次質問します。昨日の全協あるいは決算認定に関わる委員会審査の中で既に触れられている部分もございしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

次期介護保険事業計画は、再来年4月から向こう3年分が第9期目となりますが、毎回の計画策定に当たっては各種調査が行われます。さきの3月議会の折に、今後行われる調査のスケジュール等についてお聞きしておりますが、今年度は高齢者等実態調査と介護人材等に係る従事者アンケート調査を実施するとのことでありました。

下諏訪町では、この高齢者等実態調査に併せて町独自の質問も設定していただくことになっておりますので、いつその結果をお聞きできるものかと首を長くして待っている状況なのですが、この調査がいつもより遅れていることを知りました。この遅れはなぜでしょうか。質問項目の見直しなど、これまでの調査と変更される点などがあるのでしょうか。併せてお聞きします。

以下は、質問席にて質問させていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** それでは、金井敬子議員の御質問にお答えいたします。

介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づき、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるもので、現在の第8期事業計画については、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。そのため、次期介護保険事業計画の策定につきましては、令和6年度のスタートに向け、その前年に当たる令和5年度中の策定スケジュールにより準備を進めているところであります。

今年度は、4月26日から6月30日の期間において実施した介護人材等に関わる従事者アンケート調査について集計作業を進めており、完了次第、各事業所へ結果をお知らせするとともに諏訪広域連合のホームページへの掲載を予定しております。

また、今年度実施予定の高齢者等実態調査につきましては、前回同様に国及び県の設問提示を

受け、諏訪広域連合独自の設問を付け加え実施をする予定です。今年度は、国等の設問提示が前回よりも若干遅れておりますが、県の調査計画に合わせ12月頃に実施を予定しています。

今年度を実施する調査につきましては以上であります。来年度にはケアマネジャーアンケート調査とサービス提供事業所アンケート調査を実施し、それぞれの調査結果を基礎資料として第9期介護保険事業計画の策定を進めていく予定でございます。以上です。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** 毎回新しい期の開始直前にばたばたと介護の現場や住民に事業計画が説明される感が拭えません。現状やニーズが十分に議論された上、計画に反映されることを願うばかりです。

今、連合長からの答弁で、その他の調査項目については、以前お聞きしたとおりのスケジュールどおりに実施されるのかなと理解をするところですが、それでは、既に実施されていて集計中とされている介護人材等の事業者アンケートの結果公表はいつ頃になる見込みなのでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 連合長答弁でも申し上げましたが、現在集計中でございます。まだはっきりとした日程をお伝えすることはできませんが、高齢者等実態調査の開始を予定している12月、この頃までには公表できるように準備を進めていきたいと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** それでは、次に特養をはじめ基盤整備の課題をどう捉えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。過日、下諏訪町の運営する特別養護老人ホーム天白では、今年8月の頭で109人の方が入所を待たれており、その数は年を追うごとに増加傾向であるとお話を聞いたところでございます。

それでは、広域全体での直近の特養待機者数と、その数値の推移はいかなのかお聞きしたいと思います。ここで第8期の折り返しのときを迎えるわけですが、第8期の事業計画の末において整備される予定の特養ベッド数は確実に確保されるのかもお聞きした上で、次期事業計画に向けての整備数についてのお考えをお聞きしたいと思います。

あわせて、その他老健、グループホーム、特定施設入所者生活介護などの第8期に予定されている整備の進捗状況や今後についてもお聞かせください。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** まず特別養護老人ホームについてお答えをさせていただければと思います。特別養護老人ホームにおける入所希望者につきましては、諏訪広域連合では半年ごとに施設から情報をいただき、集計をしているところでございます。直近では、今年の3月31日時点における人数となりますけれども、6市町村合計で526人ございました。2年前の令和2年3月31日時点の入所希望者は609人でありました。したがって、この2年間で83人減少している状況でございます。

この減少傾向につきましては、一つには指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設への入居を

選んでいるということが考えられるとっております。入居した要支援・要介護の方は、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話ですとか機能訓練、療養上の世話といった特定施設入所者生活介護を利用することができます。

もう一つには、在宅のサービスが充実してきているということが挙げられるかと思っております。例えば通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービスであります小規模多機能型居宅介護、あるいはそれに訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護、こういったもののほか訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の短時間の定期訪問と通報などによる随時の対応を24時間に対応するという定期巡回随時対応型訪問介護・看護など、いずれも在宅にしながらにして施設並みのサービスを受けられる。こういったことから、施設入所ではなく、こういったサービスを利用して在宅で過ごす方が多くなってきていることが一つ考えられるかと思っております。

次期事業計画におきましては、この基盤整備につきまして、こういった考察について各種アンケートや実態調査等による基礎資料をベースにしまして確認をし、加えて現計画期間での未整備状況を踏まえまして介護ニーズを把握し、反映した計画としていきたいと思っております。

以上が特養の考え方でございますが、現在の第8期の特養の整備計画は39床であります。このうち10床につきましては、令和3年、昨年7月に茅野市の特養が転換済みで済んでおりますので、残りは29床ということになります。こちらについては、現在、事業者が設置場所の選定に当たっているところでございますが、なかなかこの事業計画内に整備することが難しい状況と伺っております。こういったことから、この29床分については、次期第9期事業計画の中へ盛り込んでいく必要があるのかなと考えているところでございます。

また、老健につきましては、第8期、現在の事業計画内では20人の増床の計画でございます。こちらにつきましては、来年度の実施に向けて現在進めていただいているところですので、こちらにつきましては、完了していくことが想定されております。

次に、グループホームにつきましては、第8期計画では72床、72人分の定員を予定しております。現在、公募で二つのグループホームが確定しております。これにつきましては、既に36人分設置してございますので、残り36の状況でございます。一つ原村のほうで予定されていたところが撤退されてしまったということもございまして、二つの施設、36人分は次期計画のほうへ食い込む可能性があるかと捉えているところでございます。

もう一つ、特定施設のことをおっしゃられたかと思っております。第8期の計画では、248人分の計画を盛り込んでいるところでございます。こちらにつきましては、なかなか進捗がなされていないところでございますが、地域密着型で公募を令和5年度にも予定をしております。こちらについては、随時進捗状況を確認しながら次期計画に反映させていきたいと考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**22番金井敬子議員** 特養待機者数が2年前より減少しているということは、よかったかなとは思いますが、まだ500人を超えた待機者の数です。この中には複数の施設に入所を申し込まれている方もいらっしゃるかと思いますけれども、この多さはやっぱり課題の一つかと思



ます。しかも、第8期で予定しているものの、全部は第8期中には整備困難ということで、次に持ち越されるということでもありますから、事態は深刻かなと受け止めるところです。

運営する事業者側にとっても、新しい施設を造ること、新しいサービス事業を開始することが大変な負担になることは重々承知ではありますけれども、ぜひ広域連合として圏域における施設整備を進めていただきたい。このことは強く要望申し上げたいと思います。

それでは、次に圏域内の介護サービス提供事業所の現状と課題についてお聞きしたいと思います。以前からの介護現場の人手不足の深刻さはどこでも発生しておりますし、その上に長引く新型コロナウイルス感染症の拡大です。どこも大変大きな影響を受けていることと推察されますし、そこに加えてのこの間の物価高騰です。サービス提供に御尽力いただく介護現場の皆さんの御奮闘には心から感謝と敬意を申し上げますが、長引くコロナ禍の中、利用者や職員のコロナ感染によって、サービスの提供を見合わせる期間をつくらざるを得ない事業者もあったのではないのでしょうか。またその結果、事業収入が落ち込んだり、そこに物価高騰も影響し、経営に大変な困難を来している事業所も少なくないのではないかと思います。

実際に下諏訪町でも、提供するサービスを減らざるを得ない事業所も発生しています。介護を必要とする方や御家族にとって、圏域内のサービス提供の量が減ってしまうことは、まさに命と暮らしに関わる大きな問題となってまいります。

先ほど、望月議員の質問に対する答弁の中で、令和4年、諏訪圏域においては17件の新型コロナウイルス感染者の報告があったとのことでしたが、もう少しこの件について詳しくお聞きしたいと思うのですが、新型コロナウイルス感染症の発生により、例えばサービス提供を止めなくてはならない期間が発生した事業所、そしてサービスを受ける側の利用者や家族にとって心配されるのがサービスを受けない期間が一定期間設けられることで、心身のレベルが低下してしまうなどの状態低下が起こってしまうような事態がなかったか。この点について、広域連合としてどう把握されているかお聞きしたいと思います。また、課題についてのお考えもあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 広域連合では、今年1月から諏訪圏域内の介護事業所に対しまして新型コロナウイルス感染症の影響で休業した場合、あるいはサービスを縮小した場合、こういった状況について報告をいただくようお願いをしているところでございます。

直近の状況におきまして、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部が第7波の入り口における当面の対策、これを発出いたしました7月15日を起点として集計をさせていただきました。休業対応した事業所につきましては、通所介護で9件、通所リハビリで1件、小規模多機能型居宅介護で4件といった状況でございました。この休業日数につきましては、2日間から長いところでは10日間であったといった報告を受けているところでございます。

また、特養や老健といった施設サービスについては、休業あるいは縮小、こういった対応はなかったものですから報告はございませんでした。各施設それぞれにコロナ対策を講じまして、サービ

ス提供をいただいているところでございます。現状ではこういった状況を伺っているところでございます。

もう1点、状態変化が起きた要介護・要支援の皆様への対応につきましては、詳しく報告を受けているところではございませんので、なかなか申し上げることはできないですけれども、それぞれの施設の中で御対応をいただいていると思っているところでございます。以上です。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** 通常利用されているサービス事業者が、コロナによって受入れをできない期間が生じてしまった際のサービス提供についての配慮等がされたかどうか、その点についてもお願いしたいと思います。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** すみませんでした。サービス提供できなかった事業者につきましては、近隣での同サービスを提供できる事業者を探していただいて、対応いただいていると報告を受けているところでございます。

また、大きな施設であれば、ゾーニングができるといったところがあれば休業あるいは停止には至らないということでございますけれども、休業あるいは停止といった場合には、そのようにほかの事業者を御紹介いただいて対応いただいていると理解をしております。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2 2 番金井敬子議員** サービス提供を維持していただける努力をされているという受け止めにさせていただき、一安心するところでございますが、今後も新型コロナウイルス感染症、また新たな感染の波が起きることは十分に想定できるわけです。今後も、こまめな広域連合としての圏域内の状況把握と対応に努めていただきたく、お願い申し上げます。

それでは、最後に補足給付の変更後の影響の把握と支援策について、通告してありますのでよろしく申し上げます。前回もこの件についてお聞きしました。6市町村窓口や事業所への調査により、昨年8月の補足給付変更後、自己負担の増加により施設退所を余儀なくされた方はいらっしゃらなかったとの結果をお聞きしておりますが、これまでより月数万円にもなる負担増が続くことは、その期間が長引けば長引くほど入所やサービス継続への大きな支障になるのではと心配されます。また、自己負担の多さを考え、施設入所の申込みやサービス利用をそもそも諦めてしまうケースも発生してしまわないでしょうか。

この間の圏域内の状況把握はいかにかお聞きします。深刻な事態は発生していないでしょうか。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 補足給付の基準費用額が見直されまして、昨年8月から実施をされているところでございます。直近の7月末の認定者の累計数を昨年と今年で比較してみますと、基準等の変更のない第1段階につきましては、昨年が45人、今年が43人と大きな変化はございません。預貯金などの基準額が変更された本人及び世帯全員が非課税で合計所得金額等が80万円以下の第2段階につきましては、昨年が397人、今年が368人で29人の減となっております。また、

合計所得金額等が80万円超え120万円以下と120万円超えの二つに細分化されました第3段階につきましては、昨年が1,523人、今年は細分化の合計人数でございますが1,386人でありました。137人の減となっているところでございます。このことから、圏域内ではおよそ160人前後の方が軽減対象に認定されていない可能性があるかと捉えているところでございます。

なお、退所に至る事例につきましては、昨年から今年8月の補足給付の年度切替えによる再認定時以降におきましても報告はない状況であります。こういった状況でございます。

今般の補足給付の見直しにつきましては、こういった状況であるというところで広域は捉えているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の利用状況や、介護保険利用者負担額助成事業の認定者数が補足給付変更により増加しているような状況は見られないことは、令和3年度事業運営状況の中で確認しましたが、補足給付制度改正により、食費、居住費の負担限度額に係る給付費は令和2年度に比べ9,000万円近くも減少しています。この数字も影響の大きさが分かるものだと思います。

昨日の全協においては、次期計画策定に向けて減免制度拡充は課題の一つになるとの言葉が課長から述べられましたが、一定の間隔を定めての聞き取り調査などもぜひ継続してほしいと思いますが、改めてその点についてのお考えをお聞きします。

**樋口敏之議長** 介護保険課長。

**上田佳秋介護保険課長** 今回の補足給付の見直しにつきましては、在宅で介護を受ける方との公平性を図って、介護保険制度の持続可能性を高める観点から行われたことと理解をしているところでございます。次期事業計画の策定につきましては、現在も国の社会保障審議会あるいは介護保険部会等でも様々な課題等を確認し合いながら制度設計がされているところでございます。

次期事業計画の策定に当たっては、そういった審議会等の意見も参考に、また先ほど申し上げました各種調査事業等のニーズの把握に努めまして、やはり軽減制度についても、そこに踏み込んで少し話をしていかなければいけないと考えております。2025年問題も控えているところでの次期事業計画に当たりますので、そういったところは慎重に議論を重ねていく必要があると考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 金井敬子議員。

**2番金井敬子議員** 今年4月に開催された財務省による財政制度等審議会財政制度分科会において、介護保険サービスの利用者負担を原則2割にすること、あるいは現役世代との公平性を保つため、3割負担の現役世代並み所得の判断基準を見直すことが検討課題として挙げられ、この議論の結論が第9期の事業計画に反映することが見込まれています。現在、介護保険サービスの利用者のうち約90%の方が1割負担者ですので、その方たちの負担が2倍になるという、まさに実施されれば大変大きな影響を与えるものになります。

介護保険制度開始以降、介護保険料も上がり続けています。年金は削られる一方、所得も一向に

上向かない。なのに物価は上がり続ける中ですから、重税感は否めません。令和3年度に引き上げられた介護保険料は、急激な負担増にならないようにとの配慮がされ、各市町村の徴収努力もあり収納率は下がってはいませんが、いつ介護保険のお世話になるか分からないから、高いと感じていてもしっかり払っておかないと思われる方が多いのが現実ではないでしょうか。

今以上の負担増は勘弁してほしい、これが多くの住民の思いです。そうした思いを、機会あるごとに諏訪広域連合としても国に届けていただきたいものでありますし、次期事業計画にもぜひとも反映していただくことを心からお願い申し上げ、私の質問を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、今井康善議員の質問を許します。今井康善議員。

**12番今井康善議員** 議席ナンバー12番、今井康善です。それでは通告に従いまして、質問を順次させていただきます。今回は、諏訪圏域の広域的課題と解決に向けた取組についてを取り上げてまいります。

諏訪広域連合は、これまでも市町村の垣根を超えた諏訪圏域を一体とする様々な事務事業を展開してきております。最近では、新型コロナウイルス感染症への対応として、特別定額給付金、ワクチン接種券の発行システムの開発等、緊急性の高い課題も迅速な対応をしております。

昨年度末には令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とする第5期広域計画を策定し、今後の方針や目標が示され、既にスタートしているところでありますが、諏訪広域連合規約第5条に規定されている15項目のうち、次の2項目について少し掘り下げて質問をさせていただきます。

最初に、(1)の関連市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関することについてです。第5期広域計画には、これまで進められてきた様々な行政情報システムの共同構築実績が記載されておりますが、現状と課題の中にはさらなる行政サービスの向上のためのデジタル化推進、共同化による合理化などを進めていく必要が示されております。この計画の5年間で、今後のシステム更新等、予定も含め具体的にどのようなデジタル化、合理化による行政サービスを向上させていくことを検討されているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

まず、この点につきまして壇上から質問し、これ以降は質問席にてさせていただきます。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今井議員の御質問にお答えいたします。

諏訪地域の情報化推進に関しましては、6市町村、諏訪広域総合情報センタ及び広域連合により諏訪地域行政情報化推進委員会を設置し、多くの基幹系情報システムなどの共同構築を実施し、住民サービスや行政の事務事業効率化のため、連携強化を図りシステムの選定、更改、改修等を行ってまいりました。

主なものといたしましては、令和4年度においては生活保護システムの更改、行政オンラインシステム転入・転出ワンストップの構築などを実施しております。また、令和5年度には介護保険システム、図書館システム、強靱化システムの更改。令和6年度には行政チャンネルの更改が予定をされています。

なお、令和7年度以降につきましては、国から令和7年度、2025年ですが、年度中を目標時期として、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民の利便性の向上と行政運営の効率化に寄与することを目的に、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することが示されております。

現在、国からの情報を確認しつつ準備を進めている状況であります。詳細についてまだ明確になっていない部分が多いため、引き続き情報収集しながら情報化推進委員会を中心に検討を進めてまいります。

これまで諏訪地域では独自に情報システムの選定や更改、改修を実施してまいりましたが、多くのシステムがガバメントクラウドにより、国が定めた仕様に基づくシステムを利用していく形式に移行することになります。したがって、細部の事務における検討事項等や自治体内部の管理事務の運用等についても、今後の課題として取り組んでいくこととなっております。以上でございます。

**樋口敏之議長** 今井康善議員。

**12番今井康善議員** ありがとうございます。様々な予定、計画を示していただきましたが、その中でデジタルガバメントについてがありました。令和2年の12月に閣議決定されて、順次進められているということは承知しております。令和7年、2025年の運用開始に向けての準備をしている段階かと思えます。

そうすると、今の行政システムが大きく変わっていくということも分かりますが、総務省でホームページ等を見ますと、現時点で住民基本台帳、税務等の分野における基本経營業務システムの17業務が様式等、法令に根拠を持つ標準を設けることで、基幹業務等のアプリケーションを複数の開発業者がガバメントクラウドに構築して、地方自治はその中から選択して使っていくことが可能となっております。

もしそうした場合に、現在諏訪広域連合において行っている業務がありますが、それについても様々なアプリケーションの選択肢が広がってくるのかなと思えます。その中で、諏訪広域総合情報センタは、このアプリケーションに対しては、開発業者に属するの否かによってクラウドガバメントに移行後の諏訪広域総合情報センタの役割も大きく変わってくるのではないかと感じております。その辺について、その役割についてどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

**樋口敏之議長** 情報政策課長。

**久保田好康情報政策課長** 初めに、標準化のアプリケーションの開発につきましては、国の示した仕様書に基づき、各ベンダーが取組を進めていくことになっておりますが、株式会社諏訪広域総合情報センタは開発業者には属してございません。

諏訪広域総合情報センタは、昭和59年に策定された諏訪広域テレピア基本計画を基に昭和61年4月に第三セクター方式により設立されました。平成16年に諏訪広域連合が株式の56.52%を保有する現在の形となっております。

平成18年度には情報センタの在り方についての検討が行われ、諏訪広域総合情報センタの今後の組織運営の方向性としてまとめた提言書が提出されております。この中で、情報センタは諏訪広域圏内における行政情報化の拠点の役割を明確化するという方向性が示され、情報センタを諏訪地域市町村のシステム調達部門として位置づけること、システム共同化の取組を推進することなどが具体策として提案されております。

これと併せまして、諏訪地域6市町村及び広域連合の情報化推進のために設置されております諏訪地域行政情報化推進委員会において、情報センタはアドバイザー及びコンサルタント的な役割を担うものとされておりますことから、令和7年度中を目途とされております標準化システムの移行につきましても、情報センタ、6市町村、広域連合において情報共有を図りながら取組を進めている状況でございます。

**樋口敏之議長** 今井康善議員。

**12番今井康善議員** 分かりました。諏訪広域総合情報センタは、ただいま説明があったとおり、もうこの地域で三十数年にわたって地域の行政サービスを担っていただいていると理解しております。今後、ガバメントクラウドになりましても、アドバイザー、コンサル等を通じて迅速に対応できるような環境、立場でいらっしゃると理解いたしました。

よりアプリケーションが豊富になってくることで、行政サービスもますます充実することが可能になるのではないかなと期待しているところでございます。今後、諏訪圏の中で、どの市町村の窓口でも同様なサービスが受けられる環境をつくっていくことが本当に目指すところではないでしょうか。そんなことを、今後のそういったシステム移行によって実現できるよう強く要望していきたいと思っております。

諏訪広域情報センタに委託されているものですが、そうした基幹業務以外に関しても、先ほど説明の中で令和5年に更新を進めると説明がありましたが、諏訪地域公共図書館情報ネットワークシステムがあるかと思っております。このシステム更新については、それぞれの図書館長を含めた諏訪地域行政情報化推進委員会の教育部会の中で検討が進められると聞いております。公共施設の中でも利用者が多く、市の拠点である図書館は、今やまちづくりの中心的な役割を担う地域が増えてきています。そんな地域を視察する機会も多くなってきました。どの先進的図書館を見ても、今はICタグを活用した自動貸出しシステムが装備されて、今や標準的な仕様になっていると感じております。

図書館運営においてコロナ禍の経験を生かすとするれば、デジタル化でICタグなどを活用した自動貸出機等を導入することで窓口の接触機会を減らし、蔵書の点検のための業務の効率化を図れること。それにより休館日を減らし、その人的資源を地域性を生かした選書やレファレンスサービスの向上につなげられるものではないかと感じております。これまでどのような検討をされたのか、また更新後のサービスの向上につながるような内容が検討されているのか、構想があれば伺いたいと思っております。

**樋口敏之議長** 情報政策課長。

**久保田好康情報政策課長** 諏訪地域公共図書館ネットワークにつきましては、令和5年度のシステム更改に向けまして協議を進めているところでございます。諏訪地域行政情報化推進委員会の図書館分科会において検討を重ね、システム担当者会議、情報化推進委員会、各広域連合会議において協議を進めております。

更改に併せまして、6市町村から改修等の要望を聴取いたしまして、ウェブサイトデザインの変更やタブレット端末による来館者への案内、利用者カード以外にスマートフォンからの情報の提示、システムの利便性に伴うバージョンアップのほか9項目の機能改修を行うこととなっておりますが、議員御提案のICタグ等を活用した自動貸出しシステムにつきましては、6市町村から特に要望はございませんでした。各市町村の図書館における窓口や蔵書点検の業務につきましては、それぞれの図書館で工夫して取り組まれている状況であります。

これらの業務におけるデジタル化による効率化につきましては、今回のバージョンアップに加え、次期更改におきましても、図書館分科会で協議・検討がされる中で改修等の要望があり、その内容が図書館機能上対応可能なものであれば対応していきたいと考えております。

**樋口敏之議長** 今井康善議員。

**12番今井康善議員** サービス向上については様々な検討をされている、また9項目について現在検討中ということが分かりました。残念ながらICタグについては現在検討されていないということでした。ただ、このICタグみたいなものを利用するというシステムについては膨大な予算、初期投資がかかってきます。なかなか現場レベルでこのような提案をするという環境にはないんじゃないかなと思っております。6市町村が同じシステムでやっていくということは、いい反面、そうした先進的なことを取り入れようとするときに少し足かせになってしまうんじゃないかという懸念もございます。

次の更新となると、また5年、6年という歳月、先になってしまいます。できることなら、こうしたことは各首長あたりが提案していただいて、今回の更新を1年延ばしても、実現に向けて対応していただけないでしょうか。そんなことを強く要望いたします。

次に、(2)の広域的課題の調査研究に関することについてです。諏訪広域連合規約第4条の14号に挙げられている8項目の広域課題について、調査研究を進めていることになっております。これまでの取組の成果に関してどう捉えているか、伺います。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** 諏訪広域連合の広域計画におけます広域的課題の調査研究につきましては、関連市町村の抱える共通の課題につきまして、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて対応している状況でございます。

地域情報化の推進におきましては、先ほど来、名称が出ております諏訪地域行政情報化推進委員会を設置いたしまして、行政事務の効率化のため、連携強化を図りまして共同化構築の調査研究の取組を推進しているところでございます。

観光振興に関することにつきましては、御柱祭における諏訪地域に与える経済波及効果の調査を

実施しているところでございます。

諏訪湖浄化につきましては、従前より諏訪湖創生ビジョン推進会議の水環境保全部会のワーキンググループに参加をしております。情報収集等に努めるとともに、本年度からは、6市町村と広域連合で構成をいたしております諏訪湖浄化対策連絡協議会の事務局を担っているところでございます。

また、その他の広域にわたる重要な課題につきましては、諏訪ナンバー、婚活事業、防災事業、広域道路事業、またLCV-FMによります広報事業、また近年ですと特急あずさの停車本数が削減された際、JR東日本株式会社に対しまして市町村、市町村議会、関係団体が一体となりまして要望活動を実施するというものもしております。それぞれ一定の成果は上げているものと考えております。

**樋口敏之議長** 今井康善議員。

**12番今井康善議員** 分かりました。取組としては十分いろいろなことをしてきているなと思っ  
ているんですが、その取組に対してどのような成果を求めていくかという部分について、少し答弁が  
不足しているのかなと感じておりますが、実現したものもありますし、現在進行中のものもあるか  
と思います。特に成果と思っているものの中で、何か項目がありましたら再度お聞きしたいと思  
います。

**樋口敏之議長** 事務局長。

**花岡光昭事務局長** それぞれ細かく言うと、成果の有無、うまくいかなかったということはないで  
すけれども、今でも続けている事業もございまして。一番の成果といえば、皆さんもお車について  
いるかと思っております。諏訪ナンバーかと思っております。こちらが成果かなと思っております。

あとは特急あずさの停車本数の削減も、今はその当時よりもまた復活をしている部分ございま  
すので、それも成果であると思っております。

また、ここ2年ほどはコロナの関係で実施できませんでしたけれども、婚活事業なんかも広いこ  
の広域という中でやった部分でいけば、各市町村のやっているものよりも成果が上がっている部分  
があるのではないかなとも考えているところでございます。

**樋口敏之議長** 今井康善議員。

**12番今井康善議員** 分かりました。私も諏訪ナンバーについては大きな成果かなと捉えておりま  
す。どこの地域に行っても、諏訪ナンバーを見ると知り合いじゃないかなと、つい顔を見てしま  
います。そんな一体感ができた、一番効果があった事業だと認識しております。

その14号に挙げられている8項目のうちの、実はその他の広域にわたる重要な課題というのは、  
地域振興の一つとして調査研究の取組が様々進められてきているということは分かりました。その  
中でスケールメリットを生かす、効率化が見込める共通の課題や事務事業を執行するということが  
この地方公共団体の目的と理解しております。

これまでの事業の中で、一例として婚活事業がありました。これは関係市町村が独自で行ってい  
るものも多く、広域連合としてやってきた取組の目的とか、その辺がいまいち理解できない部分



ありまして、そうした事業と比較して、目的の違いであったりどんなスケールメリットがあつて、その成果というものがそうした自治体の事業とどんな違いがあつたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**樋口敏之議長** 情報政策課長。

**久保田好康情報政策課長** 婚活事業につきましては、平成23年度から少子化対策として、未婚化、晩婚化に対する婚活支援事業に取り組み、計31回のイベントを開催してまいりました。市町村事業での課題であつた参加者のマンネリ化や周知の拡大、財政面について、圏域内外を対象にスケールメリットを生かしました比較的大規模なイベントを開催したことで、婚活支援イベントでのカップル率も平均35%を超えるという状況でございました。

自治体が主催します諏訪地域のイベントとして定着し、FM放送などを利用した周知により、毎回大勢の圏域内外の皆さんから応募、参加いただきましたことは、諏訪地域を知ってもらい、お越しいただくことにもつなげることができたと考えております。圏域市町村においても、それぞれの取組を進めておまして、個人差はあるものの、婚活という言葉が認知され、日常の中で普通に使われるようになり、個人個人が意識を持つようになってきたと感じております。

また、近年では、令和2年度、令和3年度には以前開催した婚活支援イベント参加者から、めでたく御成婚された旨の連絡をいただいております。全ての方から御報告をいただけるわけではありませんが、このイベントでの出会い、結ばれましたことは大変喜ばしいことであり、中には圏域内の方と圏域外の方が結ばれたケースも複数ありました。このような状況から、スケールメリットを生かした開催につきましては一定の成果があつたものと考えているところでございます。

今日、若者の生活スタイルや婚活に対する考え方の変化等により、年々参加者が減少していること、またコロナ禍により婚活イベントが開催できない状況であることから、令和3年度をもちまして婚活事業につきましては、事業の終了とさせていただいたところでございます。

**樋口敏之議長** 今井康善議員。

**12番今井康善議員** 分かりました。数字的に捉えると、35%というところが一番目に見える成果の見え方かなと感じました。ほかの市町村で取り組んでいるものがどれくらいのカップル率があるのかということは分かりませんが、広域で出会うきっかけにはなつたということは理解しております。

この事業に関しましては、過去の一般質問でもどんどん推進してくれという意見もありましたので、様々な考え方があるかと思ひます。ここで何が言いたかつたかというところ、この成果というものをもう少し意識した内容を政策としてつくっていく必要があるのかなと思ひております。

最近EBPMというエビデンスに基づく政策立案の考え方が出てきておりますが、事業ありきの発想ではなく、成果を意識した政策立案にシフトしていく必要があると感じております。今の35%という部分なのか、数でいくのか分かりませんが、その辺を意識した政策を今後考えていただければありがたいと思ひます。

あともう1点。広域的課題は、広域連合長が必要と認める事項に関して取り上げることができる

となっている部分があります。現在行われている計画の事務事業に関する調査研究が主であるということは承知しておりますが、計画の課題の中に将来的な広域要請や広域連合の在り方も含めて検討する必要があると示されております。8項目の部分でもこの部分につきましては、広域連合の議会議員としては最も期待したいところでございます。

前回、林元夫議員がした質問でも取り上げられていて、少しかぶるところがあるんですが、多くの議員がそんな同じ思いを持っているのではないかと思います。調査研究内容を施策として決定していくプロセスについて確認したいのと、現在の各首長から提案された広域的課題から実現したもの、実現しなかったものがあるのか、現在検討が進められている課題があるのかを伺います。

**樋口敏之議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** その他の広域的な課題についてですが、構成市町村の中から広域連合の課題として取り組んだほうがよいという提案があった場合、基本的には、まず各市町村内での協議・検討、その後6市町村の担当者部門間で協議・検討されまして、広域連合の事務として取り組んだほうがよいという方向が出てきた段階で広域連合の俎上に上げて、さらに共同事務として取り組むことの妥当性、人員等の体制や予算等、事務的なこと等について協議・検討を進め、それが整ったところで、正副広域連合長会議において総意を得た上で調査研究等に取り組むという段取りとなります。

こうしたプロセスを経て、先ほど事務局長が答弁を申し上げました事業などが調査研究を行う事業となったものであります。現在、6市町村から具体的に出されている課題はありませんが、今後とも6市町村に共通する新たな課題に対しましては、迅速に対応する体制を整えて、連携、調整を図りながら取り組んでまいります。

**樋口敏之議長** 今井康善議員。

**1 2番今井康善議員** 分かりました。現在はないという理解です。広域行政や広域連合の在り方も含めて検討する必要があると計画の中で書かれております。計画は5年間の計画の中で1年目となります。その辺は、どのようなことで検討する必要があるとされたのか分かりませんが、現場担当レベルでの調整はされているということは分かりますが、6市町村共通の課題というか、この地域が一体としてやらなければいけない課題は、それぞれ首長の思いでも持たれているのかなと思っております。そんなことをぜひ提案していただき、実現していただきたいと思っております。

諏訪広域連合の職員の名刺を見ますと、「ひびきあい みらいへ諏訪の 輪はひとつ」と記されております。各首長のさらなるリーダーシップを発揮され、大きく前進することを期待して、私の一般質問を終わりにします。

**樋口敏之議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時30分とします。

休 憩 午前11時15分

---

再 開 午前11時30分

樋口敏之議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○日程第 2

議案第 17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）

○日程第 3

議案第 18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）

○日程第 4

議案第 19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 5

議案第 20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）

○日程第 6

議案第 21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

○日程第 7

認定第 1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 2号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 10

認定第 4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 11

認定第 5号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

樋口敏之議長 日程第2 議案第17号から日程第11 認定第5号までの10件を一括議題といたします。

この10件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

森安夫総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された6件の議案審査に当たり、9名の委員出席の下、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、消防長、会計管理者、各課及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について報告をいたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について報告いたします。

審査の過程において、購入する車両はこれまで購入したものと同一仕様かとの質疑に対し、同じ仕様であり、車両の仕様は統一していくとの答弁がありました。

車両は手配できたのか、どこのメーカーなのかとの質疑に対し、現在、業者で確保を進めており、メーカーについては確定していないとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決となりました。

次に、認定第1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、燃料費が昨年度決算額より減少している理由はとの質疑に対し、事務局車両の燃料費で、長距離運転がなかったため減少したとの答弁。

光熱水費の計上がない理由はとの質疑に対し、事務所が諏訪市役所に所在しているためとの答弁。

小児夜間急病センター一般管理委託料が予算に対して執行額が少ないその理由はとの質疑に対し、見込みより受診者数が多かったこと、コロナ感染症の関係で診療報酬の加算があり、1人当たりの単価が上がったためとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、災害等出動件数中の火災62件と火災件数60件の差はとの質疑に対し、62件は管外出動2件が含まれた件数であるとの答弁がありました。

医薬材料費並びに活動用資器材購入費の予算額及び決算額とも昨年度より減少しているが、その理由はとの質疑に対し、医薬材料費は備蓄を有効に活用しているため、活動用資器材購入費は入札差金によるものとの答弁がありました。

昨年に発生した熱海土石流災害における出動した日数、人員等の詳細はとの質疑に対し、7月12日から7月20日までの8日間で延べ8隊、44名が出動し活動したとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第5号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、諏訪地域ふるさと振興基金から500万円繰り入れたにもかかわらず、基金の減少が繰入額と異なる理由はとの質疑に対し、繰入金500万円に対して61万6,165円

を積み立てたため、その差額であるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

以上、報告を終わります。

**樋口敏之議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

**芳澤清人福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された6件の議案審査に当たり、11名の委員出席の下、今井敦副広域連合長、宮坂徹副広域連合長、名取重治副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑、討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、光熱費の補正額の算出根拠はとの質疑に対し、光熱費が2割から3割上昇しているため、過去2年の使用実績に現行の単価を乗じて算出したとの答弁がありました。

また、空調設備の更新による影響があったかとの質疑に対し、影響はないとの答弁がありました。討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、居宅介護サービス給付費が5,400万円近く増額補正となっているが、この給付費が増加となった主な要因はとの質疑に対し、前年度保険給付費の過小交付に伴う居宅介護サービス給付費の増額補正であるとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑、討論はなく、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第2号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、調理業務の委託内容はとの質疑に対し、調理のみを委託し、献立及び材料の発注等については施設の栄養士が行っているとの答弁がありました。

また、トイレ消臭機器使用料についての効果はとの質疑に対し、空間除菌及び脱臭効果のある次亜塩素酸を使った機器を設置し、一定の効果が見られているとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の発生状況及び県による補助金の活用はあるかとの質疑に対し、職員2名、利用者1名が罹患したが、クラスターには至らなかったため補助金の活用はしていないとの答弁がありました。

また、今回更新した空調設備の使用年数と台数はとの質疑に対し、建設当時に設置しており、19年が経過していた。台数については、既存の物を入れ替えており、主には食堂やワーカー室、事務室などの更新を行っているとの答弁がありました。

また、和室の洋室化の意図はとの質疑に対し、利用者の生活様式に合わせて進めているとの答弁がありました。

また、施設の設備点検及び修繕の状況はとの質疑に対し、消防設備、ボイラー、給湯設備、建物検査等について実施し、大規模修繕はなかったとの答弁がありました。

また、退所者15名の退所理由はとの質疑に対し、主な理由は、高齢化に伴い特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等への施設移行や、死亡によるものであるとの答弁がありました。

また、居宅生活訓練事業の実績と訓練対象候補者の現状はとの質疑に対し、訓練実施者1名が地域移行している。対象候補者は減少しているとの答弁がありました。

また、前年度と比べて介護職員が1名減少しているが、利用者への影響はあったかとの質疑に対し、影響はなかったとの答弁がありました。

また、家族との面会制限や面会方法の工夫はとの質疑に対し、県の感染警戒レベルに応じ、面会制限と解除を随時判断している。面会方法の工夫としては、窓越しで会うなど感染対策を行って実施しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、介護給付費準備基金積立金の内訳と算出根拠はとの質疑に対し、内訳については、前年度の給付費繰越金のうち積立可能額と積立基金の利子である。また、算出根拠は、給付費歳入歳出差引額から当該年度に国・県等へ償還する金額を除いた額であるとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業所のサービス制限はあったかとの質疑に対し、通所サービス等は代替事業所を利用させていただくことで対応したとの答弁がありました。

また、昨年8月に制度改正された補足給付の影響はとの質疑に対し、特定入所者介護サービス等費が昨年度比9,000万円弱の減額になっていることから、対象者の減あるいは給付費の減につながっていると推測されるとの答弁がありました。

討論において、保険料の増額、補足給付の見直し、給付制限対象者の増加等、被保険者の負担増となる決算であるため反対との討論がありました。

また、歳入歳出決算審査意見書の報告により適切に処理されていることが確認できるため賛成との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で認定しました。

以上、報告を終わります。

**樋口敏之議長** これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第17号 令和4年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和3年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。望月克治議員。

**17番望月克治議員** 認定第3号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに反対の立場で討論をします。

第8期が始まった年の決算となります。第8期では、保険料の見直しで保険料負担が増えました。収納率の低下を危惧していたのですが、決算では収納率は上がっています。なぜなのか考えたのですが、昨年度はコロナ禍で自粛を余儀なくされた年でした。高齢者は重症化の危険性が高く、介護施設では感染対策を徹底していました。外出も控え、離れて暮らす子供や孫と会うことも控えて暮らしていました。結果、支出も抑えられ、手元に現金が残っていたので保険料を納められたのではないかと考えます。今年度は経済活動も再開され始めたので、保険料値上げの影響をある程度正確に測れるのではないかと考え、収納率についての変化を注視して次期の計画作成に生かすことが必要です。

いずれにしても、今の保険料の算定方法では所得の少ない方ほど負担割合が重く、値上げの影響は大きく、認めることはできません。また、補足給付の見直しによって補助が受けられない方が多く生まれています。給付費が大きく減額となっています。その全てとは言いませんが、多くは利用者の負担増となっているはずで、利用を控えた方もいるのではないかと危惧するところです。実態をつかみ、次期の計画に生かすことが必要です。

以上のことから、認定について反対をします。

**樋口敏之議長** ほかにありませんか。林元夫議員。

**21番林元夫議員** 認定に賛成の立場で討論させていただきます。

介護認定では、重症介護度4・5の認定数は減少したものの、その他の認定人数は上昇しており、合計で697人増加しています。高齢化が進む中で、介護保険制度の重要性は高まっております。

さて、令和3年度決算では介護給付費準備基金に約2億円を積み立てることができ、基金残高は約13億円となりました。歳入総額205億円、歳出総額201億円の会計においては、十分過ぎるとは言えませんが、計画的運用がしっかりとされたと評価しております。

一方、低所得者対策、利用者負担額の助成事業における推移では、国の制度改正で助成が厳しくなり、負担限度額に係る給付費が急激な減少となりました。コロナ禍や物価上昇など、社会情勢が不安定な中、生活弱者への支援は大切なことでもあります。これからの支援強化をお願いして、賛成討論といたします。

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

**樋口敏之議長** 起立多数であります。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**樋口敏之議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**樋口敏之議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

**樋口敏之議長** 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午前11時59分

---

**樋口敏之議長** 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決、御認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

決算認定の審議の場でも御説明したとおり、令和3年度も全ての施策において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年でありました。現在の第7波は、先週、諏訪地域の警戒レベルが5から4に、医療特別警報は医療警報に下がりましたものの、まだなお先行きは不透明な状況が続いております。引き続き感染防止対策に努めながら、創意工夫によりこの難局を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに圏域の皆様におかれましては、今後とも御理解とお力添えのほどをお願い申し上げます。

結びに、議員各位をはじめ関係する皆様の一層の御活躍と御健勝を祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**樋口敏之議長** これにて、令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午後 0時01分

---

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長                   樋 口 敏 之

5 番                   牛 山           正

1 7 番               望 月 克 治



## 議案等の審議結果

広域連合長提出

| 事 件 番 号 | 上程月日    | 付託委員会   | 議決月日    | 審 議 結 果 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 議案第17号  | 4. 9.27 | 各常任委員会  | 4. 9.28 | 原案可決    |
| 議案第18号  | 〃       | 福祉環境委員会 | 〃       | 〃       |
| 議案第19号  | 〃       | 〃       | 〃       | 〃       |
| 議案第20号  | 〃       | 総務消防委員会 | 〃       | 〃       |
| 議案第21号  | 〃       | 〃       | 〃       | 〃       |
| 認定第1号   | 4. 9.27 | 各常任委員会  | 4. 9.28 | 原案認定    |
| 認定第2号   | 〃       | 福祉環境委員会 | 〃       | 〃       |
| 認定第3号   | 〃       | 〃       | 〃       | 〃       |
| 認定第4号   | 〃       | 総務消防委員会 | 〃       | 〃       |
| 認定第5号   | 〃       | 〃       | 〃       | 〃       |